

○主な改正点

- 第1章第3節 下水道の沿革と計画
- 第2章第1節 下水道の利用状況
- 第2章第2節 下水道管の布設計画から下水道に切り替えるまでの行程
- 第2章第3節 下水道を利用する義務
- 第2章第4節 利用促進のための施策

申請及び技術的に特化した排水設備工事指針に変更、別資料（豊橋市上下水道ビジョン等）に同様の内容の記載があることから、左に記載の内容を削除。
 （注意）第2章削除のため、各章の番号が繰り上がります。

(新)章・節・§	改定概要	旧	新
第1章 総論 第4節 下水道の種類と用語 §2 用語の定義 (P5～6)	ドレン排水の取り扱いについて	(本文)「ドレン排水については、潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水、家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水に対する取扱いが国土交通省より公表されている。これらドレン排水については排出量が微量であること及び水質を一定に保つ機構を有し、その機能が担保されることが確認されていることから、各自治体が公共下水道の整備状況及び地域の公共用水域への影響等を勘案しつつ、ドレン排水を“雨水と同様の取扱い”とし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能としている。」	(本文)「ドレン排水については、潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水、家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水に対する取扱いが国土交通省より公表されているため、雨水と同様の取扱いをすることができる。ただし、その他のドレン排水については雨水と同様の取扱いができない場合があるため、下水道管理者と協議すること。」 潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水、家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水の取り扱いについて国土交通省より通知があったものの、本市の方針については明記がなかった。上記の本文のとおり、本市のドレン排水の取扱いの方針について明記した。
第2章 排水設備に関する制度と事務手続 第2節 取付管工事の制度と事務手続 §5 取付管の撤去 (P10)	同一敷地に取付管を新たに設置する場合について	(本文)「既設取付管の撤去は原則として上下水道局は行わないが、施主の都合による理由(位置変更)の場合は、施主の自己負担にて撤去となる。取付管は本管保護の立場からできるだけ既設取付管を利用し、むやみに取付管の位置変更しないように指導している。」	(本文)「下水道本管の保護のため、できるだけ既設取付管を利用し、むやみに取付管の位置変更をしないこと。それに関わらず、同一敷地内で新たに取付管を設置する場合は、施主の負担で既設取付管を撤去すること。」 上記の本文のとおり、既設取付管の利用を基本とするが、同一敷地内に取付管を設置する場合は、既設取付管を撤去するよう明記した。
第2章 排水設備に関する制度と事務手続 第7節 各種申請書及び設計図の記入例並びにフロー図 (P19～53)	・電子申請入力項目の作成 ・各種申請のフロー図の見直し(紙申請から電子申請へ) (取付管設置工事の流れ)	・従来の紙申請でのフロー図	宅内申請、下水道使用開始等、排水設備義務者(使用者)変更、分岐工事着手、舗装本復旧工事着手、しゅん工検査予約等の申請は原則、電子申請とする。 ・電子申請 入力項目一覧 ・電子申請での事務手続きフロー図へ更新 ・取付管設置工事の現在の運用を反映
第5章 屋外排水設備 第3節 取付管 §3 管種 (P108)	取付管の管種	(本文)「取付管の管種は硬質塩化ビニル管またはこれと同等以上の強度及び耐久性があるものを使用する。 ①本管の種類(ビニル管、鉄筋コンクリート管)により、最適・条件により使用可能となっていた。 ②本市では取付管の管種は硬質塩化ビニル管を標準とする。」	(本文)「取付管の管種は硬質塩化ビニル管を標準とする。」 上記の本文のとおり、標準の管種の記載のみに修正。
第5章 屋外排水設備 第3節 取付管 §4 平面の配置 (P108)	取付管(支管)の接続	(本文)「本管への取付け部は、管きょ内の流水をよくするため、原則として本管に対し60度とするが、本管の土被りが1.5mを超える場合は90度でも可とする。」	(本文)「本管への取付け部は、管きょ内の流水をよくするため、原則として本管に対し60度とするが、本管の土被りが1.5m以上の場合は90度とする。」 排水施設標準構造図で本管の土被りが1.5m以上の場合は90度と定めているため修正。
第5章 屋外排水設備 第3節 取付管 §6 取付部の構造 (P109)	接合剤または接着剤の使用	④下水道本管と取付管の接続には支管、接合剤または接着剤等を用いることの記載はあるが、使用条件等により使用する材料が変わる旨の記載がない。	(本文)「支管と本管を接続する際に用いる樹脂系接合剤及び接着剤については製品ごとに使用条件※が異なるため、現場施工前にはメーカーのカタログや製品仕様書をよく読み、現場状況に適合している製品であることを必ず確認してから使用すること。不明な場合は必ずメーカーに確認してから使用すること。 ※上記の使用条件の例：本管の種類、1段落ち使用不可、気温によって使い分け など」と明記した。
第5章 屋外排水設備 第6節 樹脂製ます §2 ますの設計(接続ます) (P125)	接続ますで特殊製品を用いる場合について	(本文)内径20cmますのインバート式は大曲形状を使用すること ドロップ式は、取付管に90°大曲エルボを使用すること 下水道整備課が点検等の維持管理ができるよう、原則は大曲形状のますを使用。	(本文)「内径20cmますのインバート式は原則、大曲形状を使用すること。 ドロップ式は、取付管に90°大曲エルボを使用すること。 逆流を抑止するます等の特殊製品を使用しようとする場合は、下水道管理者と事前に協議すること。」 上記のとおり、接続ますで特殊製品を使用しようとする場合は下水道管理者と協議すること。 (下水道管理者の点検カメラが通るかの確認も含む)
第5章 屋外排水設備 第7節 雨水排水 (P131～133)	敷地内の雨水排水を考慮した設計について		○敷地内で雨水を集水し、適切に雨水処理ができる設計にすること。 ・敷地面積や敷地の形状、建物等の構造物の配置や接続ますの位置等を考慮して、適切な排水経路と勾配を設計する。 ・雨水管、合流管の管径と勾配については表5-4-2により決定し、敷地内の流末側に近いほど、必要に応じて増径させる。 ・事業所や集合住宅等、敷地面積が大きい場合、雨水排水の計画を入念に行うこと。 (※排水面積がわかる計画図面の提出を求める場合がある) ○浸透ます等による雨水処理方法は浸透しきれず、オーバーフローした雨水を処理できるように公共水域に排水する。 道路側溝や水路等が無く、やむを得ず敷地内処理を行う場合は対策雨量及び設計浸透量の算定を行うこと。 ○野外的手洗い場、ベットの足洗い場の取扱いについて 以上の内容を追記。
第6章 私道排水設備等 第1節 設計及び施工 §1 計画下水道 (P141～144)	計画下水量の見直し	旧下水道基本計画の計画下水量	下水道基本計画見直しに伴い計画下水量の修正
第6章 私道排水設備等 第1節 設計及び施工 §4 排水施設工事(開発行為・位置指定道路、地域下水道本管延長) (P147)	既設下水道本管との接続方法について	(本文)ただし、接続しようとする地点にマンホールがない場合には、マンホールを切り込むことを原則とするが、切り込みマンホールが3号以上となる場合、もしくは掘削深が3.5mを超える場合に限り、マンホールの躯体を新設道路内に築造し、直接既設下水道管に取り付けることを可とする。(地下水位が高く、補助工法を要する場合別途協議とするものとする。)	(本文)ただし、接続しようとする地点にマンホールがない場合には、マンホールを切り込むことを原則とする。 なお、上記の施工が困難な場合については、その理由(他の地下埋設物の移設が困難、掘削深が深く既設構造物に影響が出る等)を整理し、別途協議とするものとする。 上記の本文のとおり、道路管理者との協議により、維持管理上の観点から直接既設下水道管に取り付ける事を可とする文章を削除。
第7章 工場排水と下水道	下水道へ排除基準等の更新	右記内容の更新	下水道へ排除(水質)基準等の更新